

平成 23 年 10 月 28 日

東京第五検察審査会事務局長殿

小沢一郎議員の起訴議決を行った東京第五検察審査会の審査員選出に関する 情報開示請求

[REDACTED]

1. 開示請求内容

1) 以下の審査員・補充員と選挙管理委員会提出の審査員候補者予定者の生年月日一覧

① 2009 年 9 月に選出された審査員 6 名及び補充員 6 名の生年月日一覧

この選出に使われた選挙管理委員会提出の検察審査員候補者予定者 100 名(2009 年第 4 群)の生年月日一覧

② 2009 年 12 月に選出された審査員 5 名及び補充員 5 名の生年月日一覧

この選出に使われた選挙管理委員会提出の検察審査員候補者予定者 100 名(2010 年第 1 群)の生年月日一覧

③ 2010 年 4 月 27 日の第一回議決をした審査員(補充員含む)11 名の生年月日一覧

④ 2010 年 3 月に選出された審査員 6 名及び補充員 6 名の生年月日一覧

この選出に使われた選挙管理委員会提出の検察審査員候補者予定者 100 名(2010 年第 2 群)の生年月日一覧

⑤ 2010 年 6 月に選出された審査員 5 名及び補充員 5 名の生年月日一覧

この選出に使われた選挙管理委員会提出の検察審査員候補者予定者 100 名(2010 年第 3 群)の生年月日一覧

⑥ 2010 年 9 月 14 日の第二回議決をした審査員(補充員含む)11 名の生年月日一覧

注: 検察審査員候補者予定者、審査員、補充員は、大きな母集団から選ばれた人達であり、生年月日
のみの公表で個人を特定することは不可能である。従って、生年月日公表は、個人情報の開示に
当たらない。また、これらの生年月日開示によって、当事者や国民になら問題も発生させない。
従って、開示拒否をする理由がないことを申し添える。

2) 前記する 4 回の審査員・補充員選定に際し、判事及び検事がくじ引きに立ち会ったことを証明する証 拠書類、ならびに、判事及び検事が検察審査員及び補充員の選定を証明した書面(東京第五審査会 検察審査員及び補充員選定録)

注: 検察審査会法 第 13 条によると、「審査員並びに補充員選定のくじ引きに、地方裁判所の判事及び
地方検察庁の検事が立会う。立会いをした者が検察審査員及び補充員の選定の証明をする」となっ
ている。

3) 貴事務局は、第一回目議決を行った審査員平均年齢公表に際し、平均年齢を 34.27 歳から 34.55 歳と